

江戸川区都市再開発法第 66 条第 1 項の規定に基づく許可に係る取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号。以下「法」という。）第 66 条第 1 項の規定に基づく第一種市街地再開発事業の施行地区内における土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積（以下「建築行為等」という。）の許可について、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第 2 条 法第 66 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市街地再開発事業施行地区内における建築行為等許可申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）の正本 1 通及び副本 2 通に次に掲げる図書を添付して江戸川区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 土地の公図の写し
- (3) 配置図（縮尺 500 分の 1 以上）
- (4) 各階平面図（縮尺 200 分の 1 以上）
- (5) 立面図（縮尺 200 分の 1 以上）
- (6) 2 面以上の建築物その他の工作物及び物件又は土地の断面図（縮尺 200 分の 1 以上）
- (7) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築を行おうとする場合は、矩計図又は構造が分かる図面
- (8) 土地の形質の変更又は物件の設置若しくは堆積を行おうとする場合は、当該行為の内容を明らかにする書類
- (9) 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める書類
(施行者の意見)

第 3 条 区長は、前条の規定による申請書を受理したときは、法第 66 条第 2 項の規定により、意見照会書（第 2 号様式）に、申請書の副本を添えて、当該事業の施行者に対し意見書（第 3 号様式）の提出を求めるものとする。

(許可)

第 4 条 区長は、法第 66 条第 1 項に規定する許可をするときは、市街地再開発事業施行地区内における建築行為等許可通知書（第 4 号様式）に、申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

(不許可)

第 5 条 区長は、法第 66 条第 1 項に規定する許可をしないときは、市街地再開発事業施行地区内における建築行為等不許可通知書（第 5 号様式）に、申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。